

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり報告します。

総 務 文 教 委 員 会

平成 30 年 12 月 11 日（火）

9 時 59 分～14 時 47 分

全員協議会室

（委 員）野藤委員長、小川副委員長、沖田委員、西川委員、永見委員、
佐々木委員、道下委員、西田委員

（議長・委員外議員）

（総務文教委員会 所管管理職）

近重副市長

〔市長公室〕 佐々木市長公室長

〔総 務 部〕 砂川総務部長、山根総務課長、西谷行財政改革推進課長
湯浅行財政改革推進課副参事（教育施設再編推進室長）
馬場安全安心推進課長、西川人事課長、久佐情報政策課長
村瀧人権同和教育啓発センター所長（人権同和教育室長）

〔地域政策部〕 岡田地域政策部長、岡橋政策企画課長、邊まちづくり推進課長
田中地域プロジェクト推進室長

〔財務部〕 宮崎財務部長、森脇税務課長、土谷資産税課長、草刈財政課長
有福契約管理課長

〔金城支所〕 吉永金城支所長、原田金城支所防災自治課長（金城分室長）

〔旭 支 所〕 塚田旭支所長、佐々尾旭支所防災自治課長（旭分室長）

〔弥栄支所〕 河上弥栄支所長、三浦弥栄支所防災自治課長（弥栄分室長）

〔三隅支所〕 斎藤三隅支所長、小松三隅支所防災自治課長（三隅分室長）

〔会 計 課〕 原田会計管理者（会計課長）

〔教育委員会〕 ~~石本教育長~~、佐々木教育部長、古森教育総務課長、市原学校教育課長
牛尾学力向上推進室長、村木生涯学習課長、
長見青少年サポートセンター所長、外浦文化振興課長

〔選挙管理委員会〕 森下選挙管理委員会事務局長

〔監査委員・公平委員会〕 栗栖監査委員事務局長（公平委員会上席職員）

〔消防本部〕 佐々木消防長、中村総務課長、~~齋藤予防課長~~、本田警防課長
大驛通信指令課長、~~田中浜田消防署長~~、~~尾崎東部消防署長~~
琴野西部消防署長

〔所管外管理職〕 畑金城支所産業建設課長、今田旭支所産業建設課長
後野弥栄支所産業建設課長

（事務局） 篠原書記

【議 題】

- 1 議案第 64 号 浜田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第 65 号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 69 号 浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 70 号 浜田市石中央文化ホール条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 76 号 財産の取得について（浜田警察署殿町職員宿舍）

- 6 議案第 81 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第 82 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第 83 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 陳情審査
 - (1) 陳情第 73 号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について
 - (2) 陳情第 74 号 指定管理者への申請条件の公平化を求める陳情について
 - (3) 陳情第 75 号 一般社団法人奥島根弥栄への補助金支給の透明性の確保と提案の実効性について執行部へ注意喚起を求める陳情について
- 10 執行部からの報告事項
 - (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度中間検証結果について
 - (2) 中期財政計画及び見通し
 - (3) 教育委員会自己点検・評価報告書について
 - (4) 浜田城・北前船関係展示案内施設について
 - (5) 投票所の変更について
 - (6) その他
 - ・市有財産の売却状況について
- 11 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

【会議録】

(開 議 9 時 59 分)

野藤委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会する。ただいま出席委員は8名で定足数に達している。

本日は、教育長、消防本部予防課長、浜田消防署長、東部消防署長は欠席と聞いている。それでは、さっそく議題に入る。

それでは、本委員会付託されました、議案8件、陳情3件の審査に入る。

議題1 議案第64号 浜田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

野藤委員長

執行部から補足説明があるか。

(「ありません」という声あり)

野藤委員長

委員から質疑があるか。佐々木委員。

佐々木委員

議長会から要望があったのが今回のきっかけとのことだが、ビラの活用規定を参考までに知りたい。

選挙管理委員会事務局長

頒布方法は公職選挙法施行令第109条の6第3号に規定があり、4点ある。新聞折り込み、選挙事務所内、演説会会場内、街頭演説場所における頒布。これ以外の場所は違法となる。

佐々木委員

上限が15,000枚かその確認と、どれくらいの費用になるのか。

選挙管理委員会事務局長

16,000枚が市長で、法律で決まっている。今回解禁になった県議会・市議会議員は2種類以内4,000枚が上限。一枚当たりの単価は7円51銭。

野藤委員長

その他に。

(「なし」という声あり)

議題2 議案第65号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について

野藤委員長

執行部から補足説明があれば。

(「ありません」という声あり)

野藤委員長

委員から質疑があるか。西川委員。

西川委員

全員協議会の資料から。地域政策部において経営支援等を担う部署として関連施設支援室を設けるとあるが、支援する具体的な相手先について教えて欲しい。

人事課長 市が直営している体験村や第三セクター、指定管理を対象と考
えている。優先的にどこをやるかはこれから決めていく。

西川委員 経営支援には専門知識が要ると思う。人員体制やコンサルタン
トに委託などするのか。

人事課長 人員体制はこれから。職員内に知識を持ったものが居れば配置
するが、資格専門職の非常勤雇用も視野に入れている。

野藤委員長 その他。道下委員。

道下委員 この機構改革によるデメリットはどのように考えているか。

人事課長 組織のスリム化が主眼で、課、係を廃止する考え方で取り組ん
だ。必要な仕事を辞めたり、仕事に応じた職員が配置できないと
なると色々な市民サービスへの影響等考えられるだろうが、そう
したことがないように、限られた職員で機能的な組織になるよう
に横断的な仕事ができやすいように考えた機構改革だ。今の所は
デメリットは無い。

総務部長 例えば今回、名称変更、レイアウトの変更等も一部あるので、
市民の方へご迷惑がかかる可能性はある。したがって通常3月に
報告するものを12月にし、周知期間を設ける。また印刷物等の
すり替えによる経費も発生するのがデメリットか。基本的には横
の連携が強化されメリットが多い。各部の負担が多少増える可
能性はある。

道下委員 懸念するのは財務部がなくなり財政課が総務部に移る。専門的
な財務がおろそかになりはしないかということ。懸念はないのか。

総務部長 今回の財務部長はベテランだが、来年3月退職。部の変更により
財務の仕事がおろそかになるようなことはない。

野藤委員長 佐々木委員。

佐々木委員 大がかりな改正になる。結構色んな改正が行われてきた。毎年
ここまで大きく変わるとなると、市民も我々もついていけないよ
うな気がする。どうか。

人事課長 確かに今回の機構改革は大がかり。役割分担も変わるのでし
っかり周知して混乱を避けたい。平成26年度にも大がかりな機構
改革があった前例がある。今回定員適正化計画を新たに作成した
こともあり、少ない職員で更に効率よくやっていく狙いがある。
きちんと市民に周知したい。

野藤委員長

その他に。

(「なし」という声あり)

議題 3 議案第 69 号 浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について

野藤委員長

執行部から補足説明があるか。

(「ありません」という声あり)

野藤委員長

委員から質疑があるか。永見委員。

永見委員

土日の閉館時間が午後 7 時となる。学校が長期休み中の夕方利用率はどのような状況か。下の方。

生涯学習課長

コミュニティスペースの利用でよろしいか。はっきりした数字はないが、申し送り表を見ると長期休暇等は 5 名程度が静かに勉強している様子だ。

野藤委員長

西田委員。

西田委員

図書館機能全体からすれば、今は移動図書館もある。土日休日の移動図書館の現状が知りたい。

生涯学習課長

この 1 年、中で検討して、イベント行事にも出向こうとこの秋から各種イベントに出向いている。貸出やカード発行している。

西田委員

図書館機能はラブック号など総合的に周知して、図書館機能が更に充実するようお願いする。

生涯学習課長

改めて、エリア外の学校にも出向いて「はたらくくるま」という紹介をして今ラブック号を走らせている。

野藤委員長

道下委員。

道下委員

365 日やるのか、正月の三が日は休みか。

生涯学習課長

館全体の話か。

道下委員

はい。

生涯学習課長

中央図書館は第二・第四月曜を休館としている。

道下委員

正月は。

生涯学習課長

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで休館。

道下委員

公の施設利用が市民に対して縮小される。費用対効果が第一だとは思いますが。図書館はもっと皆さんに利用していただくもので、そういう努力をして、なおかつ利用者が少ないという回答が出たならと思うが。これを提案するにあたり、アンケートを取ったり小中学校の声を聞いたのか。

生涯学習課長

祝日および土曜 7 時以降の件については実績のみで判断した。アンケートは実施していない。小中学校にも照会はしていない。

道下委員

せっかく中央図書館に多額の費用をかけて設置した。それなのに利用時間を縮小していく。現場の統計が出る前にもっと P R 努力すべきだったのでは。もっと利用するような意見はないのかなど。努力した上でこういう提案をしてもらいたい。無いからとばっさり切るように時間縮小するのは、気に入くない。アンケートを取ったり小中学生の意見をもっと十分聞くべきでは。

教育部長

図書館機能の部分は今までと変わらないし、ラブック号を充分活用するよう努力していることはご理解いただきたい。今回はコミュニティスペース、図書館機能と少し違う利用実績があまりに低いための判断であることもご理解いただきたい。

野藤委員長

西川委員。

西川委員

コミュニティスペースは、うちの長男がその数少ない利用者 4、5 人の 1 人。アンケートならうちの息子を通じてとれると思う。協力できると思う。答弁は不要。

野藤委員長

佐々木委員。

佐々木委員

土曜、休日の 2 階の多目的ホールだが、市内では割と重宝される施設だと思っている。条例改正をして土曜の夜に会合したい人が使えないのか。特例で使えたりはしないか。

野藤委員長

事前申し込みがあれば使えるのかという話か。

佐々木委員

そう、絶対使えないのかどうか。

生涯学習課長

後程回答したい。

野藤委員長

安易に切るのではなく利用者の声を聞いて判断して欲しいということだと思う。あと利用増を図ることが先決ではないかということだろう。

生涯学習課長

図書館条例だが、休館日や閉館時間の規定がある。ただし館長が必要と認める場合は館長権限で変更が可能。原則は別表第 1 で考えている。

佐々木委員

休日は館長の許可があればということか。時間の制限も含むのか。

生涯学習課長

その時間も変更出来るが、閉館時間も関わるので館長が必要と認めるときはできるとしている。

野藤委員長

その他に。

(「なし」という声あり)

議題 4 議案第 70 号 浜田市石央文化ホール条例の一部を改正する条例について

野藤委員長

執行部から補足説明があるか。

(「ありません」という声あり)

野藤委員長

委員から質疑があるか。沖田委員。

沖田委員

平成 28 年度の実績報告書によると、稼働日数が 361 日、延べ利用者が 56,374 人、利用収入が 2 千 117 万 4 千 880 円となっているが休館日を設けることによって収入や利用者の減少が予想されるがどうみているか。

文化振興課長

28 年度で言うとそのうち利用料の割合は、月曜は約 160 万円。日曜日が祝日の場合は月曜日が休日、月曜日が休日の場合は直後の休日でない日が休日となる。月曜日が休日になることで収入はおおむね 40 万円減る。また月曜日のパート職員勤務の方々の賃金等も若干減少する。月曜日が休館となることで光熱水費も減っていくことも考えている。差し引きで全ては賄えないが、残りは別日に利用があるものと考えている。

沖田委員

収支が変わることで指定管理料については変わってもそのまなのか。それともそれに伴って減額か。

文化振興課長

指定管理期間は今年度までとなる。今回は指定管理料は改正によっては変えないと話している。

野藤委員長

西川委員。

西川委員

施設老朽化により点検する日を設ける必要があると。それと職員の勤務環境の改善と二つの目的理由となっている。月曜日を休館すると年間約 50 日ほど休日が増える。50 日で点検と勤務環境の改善はどういう考えで行うのか。

文化振興課長

点検、特に電気や空調の保安、エレベータ等ある。点検しながら催し物をやっていただくのは難しい。エレベータ点検も同じく。現在、点検委託業務が約 20 件ある。それぞれ年 2 回やるとするとそういった日数に近いものとなる。職員の勤務環境改善だが館の利用に対し知識と経験が問われる職種で代替職員が見つかりにくく、常に対応しなければならない。また事務事業もある。

そういったことを現在の勤務体制で行っていく中では、年休、代休が取得しづらい状況だ。そういったことの改善のため年間 50 日の休館とさせていただいた。

西川委員

どちらの理由もあるという答弁だったと思う。28 年度のモニタリングレポート等を見た。年々利用者も増加している優良施設だとあった。他市施設を見ても文化施設は休日を持っているので理解はする。年間の利用者が増えているところに急に休館が増える。市民にどう説明するのか。

文化振興課長

この施設もこれまで臨時休館したり、昨年度は長期の休館で改修工事をした。緊急な工事や修繕が必要な際は休館日があればそれをめどに計画が立てられる。そういったことで休館日は必要と考えている。

西川委員

指定管理料だが、指定管理者が教育振興事業団だが、契約は今年度までなのか。

文化振興課長

失礼した。来年度までだった。訂正する。

西川委員

それなら、この条例施行日が来年 4 月 1 日。来年度の指定管理料は変更がないとのこと。切り捨て 50 日も増える。指定管理料契約は石中央文化ホール条例で結ばれていると思う。条例変更なのに指定管理料に変更がないのはおかしいのではないかと。

文化振興課長

今年度は変更なし。来年度については変更も加味しながら検討することになる。

西川委員

今年度は変更なしで、来年度は契約途中で変更するのか。

文化振興課長

来年度の事業内容を勘案して、変更が必要なら変更することになると思う。

西川委員

50 日切り捨てられて市民サービスが低下する。職員の職場環境は改善する。通常考えれば指定管理料は条例に基づいて契約されているので、この条例変更に基づいて変更されるべきだと思うが。

文化振興課長

変更が生じるので、変更することになるかと思う。

教育部長

休みが増えることで使用料が減る。人件費が要らなくなるのだが、収支バランスも考えるとすぐに金額を下げることにはならないと思う。

西川委員

28 年度のモニタリングレポートを見ると指定管理料 2 千 100 万円くらいか。収入が減る分、指定管理料は減らない。施設利用

収入は文化ホールが収入としている。その分が 50 日分減るとい
うことか。先ほど 40 万円減ると言われたがそのことを言ってい
るのか。

教育部長
西川委員

収入が減るのはそのことだ。

大きな条例改正になるので、条件について見直すべきだと思
うがいかがか。

財政課長
野藤委員長
道下委員

来年度当初予算で調整したいと思う。

その他。道下委員。

文化ホールを市民の皆さんが利用して浜田市活性化になる。40
万円くらいは 50 日閉館で収入減となると。月曜日でなければで
きない催しもあると思う。そういう時に近隣市の施設に機会を奪
われるのでは。近隣他市の施設はどうなのか。同じように休館日
を設けているのか。

野藤委員長

休日利用は可能だと、昨日の議案質疑で答弁があったが。近隣
の他の類似施設とはどうか。

文化振興課長

江津のミルキーウェイホールは毎週火曜日が休館で、年末年始
は 12 月 29 日から 1 月 3 日まで休館。県内の公立文化施設で協会
会員は 30 施設だが、うち何らかの休館日を設けているのは 85%
は休館日を設けている。

道下委員
文化振興課長
道下委員

グラントワは。

グラントワは、第二・第四火曜日と 29 日から 2 日までが休館。

月曜日に休館して保守点検と決めなくても、利用実態が無い日
に点検すれば良い。例えば一週間先利用がないということがわか
れば、修繕はしやすいだろうが、そうしなくても対応出来ると思
うのだが。

野藤委員長

予定は数か月前から立てるものだから、ギリギリは難しいので
は。西田委員。

西田委員

職員のリフレッシュは必要だし、浜田市独自の合ったやり方で
されれば良いと思う。条例の目的理由の中に、開館して 24 年。
施設老朽化で定期点検や修繕の必要があるという。これまでも更
新をされてきて、その都度財政も出された。随分お金がかかるも
のだと前から思っていた。点検修繕はどのくらいの頻度で行わな
ければならないか。

文化振興課長 改修・修繕状況は 27、28、29 年度は予算の約 3 割を改修・修繕の経費に充てないといけない。年数回の定期点検と突発的な故障による点検で、年間 2、3 回。

西田委員 周辺地域、例えば三隅なら昔から、旧自治体にもホールが欲しいと検討された。浜田市には石中央文化ホールがあるので、各地域には必要ないとされてきた。そうした突発的な故障などで本当に耐用年数が全うできるのか。財政的な考えを聞きたい。

財政課長 残しておく必要のある施設だと思っている。計画を立てた上での大規模修繕や、適宜修繕を入れることで皆さんが快適に使える状況を保っていく。先を見通した計画の中で改修していく必要があると考える。

野藤委員長 その他。

（ 「なし」という声あり ）

野藤委員長 ここで暫時休憩としたい。再開は 11 時 5 分。

〔 10 時 55 分 休憩 〕

〔 11 時 05 分 再開 〕

議題 5 議案第 76 号 財産の取得について（浜田警察署殿町職員宿舎）

野藤委員長 会議を再開する。

執行部から補足説明があるか。

（ 「ありません」という声あり ）

野藤委員長 委員から質疑があるか。永見委員。

永見委員 この建物は資料を見ると昭和 55 年建築で築 40 年経過している。建物自体もかなり補修なりが必要なのではないかとお考えをお尋ねする。

安全安心推進課長 1 部屋空き部屋があったので内装もチェックした。住むには問題無い。今も住んでいる人がいる。貸付する相手側で考えるとのことで交渉している。

永見委員 改修が必要なら相手方がされるのか。了解した。

野藤委員長 その他。西川委員。

西川委員 2 千 300 万円で買い取った後、医療従事者の確保を目的に貸し付けるとのことだが、無償貸付とのことだが、なぜか。

安全安心推進課長 医療目的、福祉の充実のためとの判断。将来的には解体処分

	前提で話をしている。
西川委員	医療目的、福祉の充実で無償貸付とのことだが、市の事業に関連しての貸付か。
安全安心推進課長	総合振興計画で、医療制度の充実が上がっている。それを考えて対応している。
西川委員	2千300万円の税金支出で無償貸付されて、事業効果、検証はどのようにされるのか
安全安心推進課長	事業効果だが、これについては地域医療対策課等の福祉部門と話をしたい。
総務部長	もともとUIターン者へ有償貸付を考えていたが、雇用促進住宅等に空きもあるのでそうしたところで定住対策はしよう。そうした中で医師会から准看護学校が定数割れしている、地元だけでは学生確保出来ない。近隣も同様の状況。広範囲に学生を集めるためには宿舎が必要。高額家賃を払って浜田市に就学するのは難しいと。低家賃で寮的なものがあれば、学生確保につながるのと要望をいただいた。浜田には看護師が不足しているので、将来働いてくれれば良い。 一方医療センターも職員宿舎が不足しているとのこと。いずれにせよ有償貸付となると維持補修はこちらがする責務になるので、将来的には解体もするので、無償で貸し、改修は入った方にさせていただくことで、喫緊の課題に寄与出来るとの判断からだ。
西川委員	准看護学校、准看護師の定員割れの問題は、医療現場からの問題もあり、住む所の問題ではないと思うが少しでも寄与されれば良い。全部埋まる見込みがあるのか。
安全安心推進課長	各団体の担当者と話しているが、完全には難しいかも。今から募集をかける。
野藤委員長	その他。 (「なし」という声あり)

議題6 議案第81号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について

野藤委員長	執行部から補足説明があるか。 (「ありません」という声あり)
-------	-------------------------------------

野藤委員長
佐々木委員

委員から質疑があるか。佐々木委員。
全体の流れ、状況を知りたい。何年か連続して給与、報酬増がここ数年出ている。民間の状況を見ての方向性だと思うが、昨年地方に行くとなかなかそのようにはなっていないと聞いたと思う。日本全体の状況も含め、地方の状況も含め、どのように認識しているのか。

人事課長

国は人事院勧告、島根県も人事委員会がある。各市町村は独自で民間を調べる機関がないため、いずれかを見て根拠として給与改定している。島根県の状況で言うと県内8市がおよそ国の人事院勧告を見ての改正をしている。一時金も県内8市とも今回の人事院勧告に従っている。

佐々木委員

県内8市同様の状況とのことだが、それ以外の町村、小さい自治体も同様の措置なのか。

人事課長

町村の今年度の状況は数字を持ち合わせていないが、昨年度まではそうだった。以前、隠岐の島町のように財政的に苦しい所は人事院勧告には沿わない場合もあった。

野藤委員長
道下委員

その他。道下委員。
財政的に苦しい所は人事院勧告には沿わないという回答だった。浜田市でも大企業はなく皆さん大体年収200万円そこそこが多い。浜田市も人事院勧告に沿わない方向もあり得るのだろう。

人事課長

他市との均衡を見て。江津も益田も見て隣の市が上げるのに浜田市だけ下げたら働く意欲が下がることも考えられる。優秀な人材確保のためにも近隣の給与改定も見ながらの改定が必要と考える。

道下委員

いま言われた所をまずは言ってもらって、人事院勧告に沿いたいと説明して欲しい。国が言うから、県が言うから安易に従っているように見える。また、こういう提案があるときはそうしたことをまず言ってほしい。

人事課長
野藤委員長

承知した。
他に。

(「なし」という声あり)

を改正する条例について及び

議題 8 議案第 83 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

野藤委員長

2 件を一括議題とする。執行部から補足説明があるか。

(「ありません」という声あり)

野藤委員長

委員から質疑があるか。

(「なし」という声あり)

議題 9 陳情審査

(1) 陳情第 73 号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について

野藤委員長

審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあるか。西川委員。

西川委員

市の見解を聞きたい。

学校教育課長

この事故については過去この委員会で陳情をもらっているし、発生から 1 年が経過しようとしている。事故発生後に責任の所在は並行して進めている認識でいた。まずこの怪我をした本人のことを心配したが、2 月 27 日から学校に通い、数か月後には囲碁の全国大会にも出るほどで、部活動、バスケット部、水泳部にもほぼ支障なく通っているとのこと。良好な状態で学校生活を送られている。

責任所在と補償だが、警察から本人への聞き取りがあると聞いているが、まだ行われていないとのこと。市も配慮しながら本人が学校へ出てからということで学校へ伺った。滑走し始めてからぶつかるまでの詳しいところは本人も分からないとのこと。市に責任はないのかと言われれば、きめ細かい打合せが少し欠けていたことは否めない。スキー場への対応も支柱への注意喚起はもう少し細かい対応があれば良かったと思う。細かい責任所在については、学校、保護者、必要に応じて顧問弁護士と相談しつつ、決して放置せずに対応したいと思うが、現状では明確な対応の結論が出ないということだ。

補償の件については、スポーツ振興センターに加入されている・・・完治は難しいが、10 年経過して固定という診断が出たときに災害見舞金の取り扱いも含めて先生から保護者へ説明したと伺っているので、不明な点については一緒になってきめ細かな

野藤委員長	対応をしていきたいと考えている。
佐々木委員	<p>その他あるか。佐々木委員。</p> <p>まだ色んな整理については進行形とのこと。怪我は補償するという話だったと思うが違うか。</p>
学校教育課長	<p>当初から顧問弁護士と相談しているが、例えば訴えを起こされ裁判になるとか調停や示談のやり方もあろうかと思う。ご相談に行かれているそうだが訴えを起こすとは今の所聞いていない。責任所在や責任割合は引き続き対応していきたい。スキー場に対してというのは非常に難しいと思っている。事故の後、小中学校のスキー教室が引き続きあったので、防護柵等見える形で対応してもらった。事故が起こらぬよう今まで以上に注意喚起しながらやっていきたい。</p>
佐々木委員	<p>いざ責任を明確にするというのは警察や司法の場でないと出来ないだろう。今までこういった子供たちの事故、同様のケースは今までどう整理されてきたのか。参考事例はないのか。</p>
学校教育課長	<p>細かい内容については持ち合わせていないが、例えば歯が折れたとか授業中に目を打った等があった。目の事故は災害見舞金の対応を含めて行ったと聞いている。歯の本数で金額が変わってくると災害給付に書いてあるので適切に対応していきたいと考えている。</p>
佐々木委員	<p>この陳情でいつも出てくる内容に、「指導員の配置が不十分だった」とある。この辺の状況は学校から教育委員会へこと細かく報告してあるものと思うのだが、指摘にあるとおり不備があったかどうかの判断は難しいだろうが、学校からどのような指摘があるのか言える範囲で願います。</p>
学校教育課長	<p>講師配置については学校の先生で対応出来る場合と外部者の協力を仰ぐ場合がある。この件では班ごと2名ずつ外部講師を配置していた。事故があった班も2名ついていた。1名の場合だと、最初に子供たちを滑らせた後、確認する意味でサポートしていくと、講師からも聞いている。今回2名だったので、通常であれば2名がリフト付近に居られ、1名が滑ったあと生徒が滑る、それから講師が滑るようになっていたが、この時の状況を色々うかがうと、本来は2名でスタートしないといけないのに昼食場所が少</p>

し離れたところだったため、1名の判断のみでスタートした。2本目を滑るところでもう一人が合流して、ちょうどリフトに乗っているところで2本目ということで同じように滑るだろうというところで起きた事故と聞いている。今までは大丈夫だったから、という判断が原因となった。講師の処分について市から言うことは難しい。

野藤委員長

傍聴人は静かに。傍聴人は静かに。

その他あるか。西田委員。

西田委員

確認で伺うが、怪我をされた生徒の保護者の方と市は、どのくらいお会いになってお話されたのか。

学校教育課長

事故後は病院に伺ったし、ご両親そろって教育委員会にこられたこともある。一段落したのちに学校へも来られ報告もあった。保険や手続き等の話をした。聞き取りもあったので直接お会いして教育委員会が学校に行ってお会いしたことはない。学校を窓口としている。

西田委員

こういうことが、何度も陳情が出されて何度も審査するわけだが、なかなかすっきりとしない。大事なのは市の誠意が保護者にどこまで伝わっているのか。再発防止にどういうことをしたとか、事務的な話だけでは納得されない。市と保護者の気持ちがどこまで繋がるかが重要なポイントではないかと感じた。答弁不要。

野藤委員長

その他。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第74号 指定管理者への申請条件の公平化を求める陳情について

野藤委員長

審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあるか。

行財政改革推進課長

昨日提案したあさひ荘と美又国民保養センターについてなので、申請手続きや考え方について私から説明したい。

指定管理者の申請手続きについては本日、募集要項の抜粋を追加配布しているのでご覧いただきたい。

(以下、資料をもとに説明)

行財政改革推進課長

選定方法だが、指定管理者選定委員会に諮問し、面接審査して申請者の提案を伺い、評価項目に従って判断する。

今回の対応については、新設法人が申請できるか事前に問いあ

わせがあったが、存在しない書類は提出できないので、不要ということで申請書類は支所で受付けている。事業実績がない者については、選定委員会ではプラスにはならないので、その部分を考慮し選定委員が総合的に審査することになっている。

ウ、についてだが、書類の提出期限までに健康保険料及び厚生年金保険料の未納がないことの証明。エ、については、労働保険概算確定の申告書事業主控えについては、法人の設立後、提出期限までにマイナンバー付与されているので加入できるとあるが、社会保険事務所や労働基準監督署に改めて確認したが、健康保険及び労働保険は実際に従業員を雇用しないと加入できないとのこと。ただし健康保険は役員のみでも加入できるということだが、報酬がない場合は加入できない。各保険への加入が出来ないので各保険料納付もできないので書類提出できないということだ。

質問の回答が市のホームページにアップされていなかった件については、新設法人からの問い合わせは口頭であったことから例外的なものとして公表していないが、公表するべきだったとは思っているので、今後改善していく。

次に陳情書 12 ページの下部についてだが、これまでも申請されているので、既存法人で申請されることを前提に説明した。また、募集要項で一部でも不備があれば受け付けないとしている。これについては一般的に出来る書類が故意に提出されない場合を想定したもので、新設事業者のように提出することができない書類については、不備としては取り扱っていない。

このため、多くの申請者に提案いただくよう門戸を開いている。

現実に昨年度もラ・ペアーレに申請されたシンコースポーツ中国株式会社については、100%子会社という新設された法人であったため一部の書類については提示してもらえなかった。管理運営してもらっているが、親会社のものを参考に提出いただいている。

今後の改善策については、新設事業者でも優れた提案があると期待するので、申請しやすいよう、分かりやすい募集要項に改善したい。

当市の指定管理者制度の仕組み、運用は全般的に見直すよう検

討している。色々今後の、これまで議会からもご提案いただいているようなものを導入出来るか検討しているので、しっかり改善していきたい。

野藤委員長

何かあるか。西川委員。

西川委員

現地説明会の開催とあるが、今回は開催されたのか。

行財政改革推進課長

担当課で現地説明会は対応していると聞いている。

野藤委員長

その他。

(「なし」という声あり)

(3) 陳情第 75 号 一般社団法人奥島根弥栄への補助金支給の透明性の確保と提案の実効性について執行部へ注意喚起を求める陳情について

野藤委員長

審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあるか。佐々木委員。

佐々木委員

この陳情の指摘にある、議会として補助金支給の透明性の確保、それと使われ方の実効性について注意喚起を、ということだが、この辺の指摘についての執行部の見解を伺いたい。

弥栄防災自治課長

補助金の透明性は、9月の決算委員会でも指摘があった。同一人物ではないので、双方代理や利益相反ということにはあたらないと思っている。活用だが、支所が業務委託したブランディングの戦略ということだと思うが、これを成果品として支所が受け、その戦略・計画を進捗管理する定期的な会議を設けている。色々な事業も計画内で整理して、地域と一緒にやっていくということから、2地区のまちづくり推進委員会とも連携し活動にも取り入れてもらっている。市の定住担当者会議で、こうした戦略を作成したこと、まとめの手法を共有させてもらっている。せっかくの成果品を活用できるよう今後も取り組んでいく。

佐々木委員

提案、使われ方については検証も難しいと思う。補助金支給の透明性の確保は、決算の時の話もあると思うが、財政援助団体の監査が昨年度行われ、その指摘の中に5点ある。補助金に関わることも触れている。

(以下、指摘事項を読み上げ)

補助金交付に関わる指導監督について、補助金交付申請書、実績報告書等の書類を確認したところ、団体名の記載不足、金額の

誤り等が見受けられた。市が書類を受付する際には、記載内容に漏れや誤りがないか十分確認を行い、適切な事務処理が行われるよう指導されたい。

支出内容については、実績報告の受付の際に団体と詳細な確認作業が行われていた。今後も事業の進捗状況、経営状況の監督指導を十分行うとともに、団体の運営に当たり市の関与が多大なことから、補助金の交付においても経営状況、補助金交付の公益上の趣旨が十分継続して経営されるよう指導助言を行われたい。との指摘があつて、特に前段の記載不備等、お金の出入りを慎重にしてくれという指摘だと思うが、回答には「今後的確にやります」といったことだったと思う。これはある意味重たい陳情になると私は思っている。

補助金支給の流れの管理は、担当課としてどう整理されているか。

弥栄産業建設課長

私どもが担当している奥島根やさかだが申請があつてから、その状況については把握するために、一応確認をしている。実績の時は特に確認しているが、今回は確認が不十分だった。書類を詳細に確認していきたい。

野藤委員長

その他。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

議題が残っているが、休憩を挟みたい。再開は午後 1 時とする。

[11 時 56 分 休憩]

[12 時 58 分 再開]

野藤委員長

午前中に引き続き会議を再開する。議題に入る前に陳情第 73 号について補足説明があるのでこれを許可する。

学校教育課長

陳情第 73 号について 2 点追加説明する。1 点目は事故が起きた時の講師の居場所について、講師 2 人いたが、事故当時には 2 人ともリフトに乗ってきたということ。もう 1 点、金城中は今年度からスキー教室は実施しないとのこと。

議題 10 執行部からの報告事項

(1) 浜田市まちづくり総合交付金制度中間検証結果について

野藤委員長	順次報告願う。まちづくり推進課長。
まちづくり推進課長	(以下、資料 (1) をもとに説明)
野藤委員長	報告が終わった。委員から質疑があるか。道下委員。
道下委員	6 ページの予算額だが、変更なしの 1 千 500 万円。拡充枠の上限が 100 万円で 31 年度 32 年度取組むとのこと。予算の余裕が 500 万円くらいあるからそれで対応するということか。
まちづくり推進課長	おっしゃるとおり。課題解決特別事業の対象となるのは市内に 33 団体ある地区まちづくり推進委員会。毎年 20 団体程度の申請をいただいている。約 50 万円。件数が極端に増えることはないと思う。事業内容によって上限 100 万円の申請があっても吸収できると考えている。
野藤委員長	他に。 (「なし」という声あり)

(2) 中期財政計画及び見通し

野藤委員長	財政課長。
財政課長	(以下、資料 (2) をもとに説明)
野藤委員長	報告が終わった。委員から質疑があるか。佐々木委員。
佐々木委員	今回はこれまでの二刀流から 1 本化された感じだが、自然体により近いものか、改善したものなのか。また基金も 20 億円くらいある。自然体ならもっと大変になっていただろう。その辺の大枠、基金とのバランスがどうなのか。それから今後不透明な自治区予算や職員人件費などあったがそのあたりをどれくらい担保していけばいいのか、もし示せればお願いしたい。
財政課長	完全に自然体かというのと、努力しなければならない。改善策、自然体、どちらかというのと自然体に近い。財政調整基金の残高は増えている。行革、定員適正化計画の部分が織り込んであるのが大きい。また、交付税のところで地財の担保というところのトレンドがまた延びた関係で、それだけ減らすのを少し緩やかにしてある。それから定年延長だとか会計年度内職員の詳細がわかってくると多分増となる。相手がある話で、影響がどのくらい出てくるかは不透明なので、情報が出次第毎年のローリングで示す。定員適正化計画の消防のところは、範囲外も入れ込んでいる効果も

	出てきている。
佐々木委員	一応浜田市としては 39 年度くらいまでは予算が組める見通しということか。
財政課長	基金が 25 億円 39 年度で残があるので黒字になっている。そこが多少赤字になっても 25 億円の財政調整基金があれば当面大丈夫だろうという考えで計画している。
財務部長	自然体の所だが、元々の中期財政計画は一本だった。あまりにも不透明部分が多かったため 2 つに分けたが、だんだん現実的になってきた。大きいのは定員適正化計画が出たこと。1 本にしようと。自然体に近いと財政課長が答弁したとおりで、最低限やらなければいけないだろうというものを入れ込んでいるので、これに載せたことは基本的にやっていく方向ですれば何とか持続可能な財政体質は保てる、見通せるだろうと考えている。
野藤委員長	他に。 (「なし」という声あり)

(3) 教育委員会自己点検・評価報告書について

野藤委員長	教育総務課長。
教育総務課長	(以下、資料 (3) をもとに説明) 報告が終わった。委員から質疑があるか。 (「なし」という声あり)
野藤委員長	暫時休憩とする。再開は 2 時 10 分とする。

[14 時 00 分 休憩]

[14 時 10 分 再開]

(4) 浜田城・北前船関係展示案内施設について

野藤委員長	会議を再開する。文化振興課長。
文化振興課長	(以下、資料 (4) をもとに説明)
野藤委員長	報告が終わった。委員から質疑があるか。西川委員。
西川委員	施設名称に北前船の名前が付かないとのこと。今日本遺産ということで、外ノ浦、北前船をこれから PR しようというところだ。このトレンドとして注目が集まる中、北前船の名前があった方が良いと思うが。

文化振興課長 城下形成の段階では、北前船の寄港、経済の発展として紹介する。浜田城の城下町という要素の中に北前船があるという広義な見方をしている。浜田城資料館という名称でカバーできると考えている。

西川委員 日本遺産とのことで、9号線にも案内板等を設置する計画とある。観光の視点で観光部局とも打ち合わせされているのか。

文化振興課長 観光部局とも検討しており連携している。

野藤委員長 他に。

(「なし」という声あり)

(5) 投票所の変更について

野藤委員長 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長 (以下、資料(5)をもとに説明)

野藤委員長 報告が終わった。委員から質疑があるか。

(「なし」という声あり)

(6) その他

・市有財産の売却状況について

野藤委員長 行財政改革推進課長。

行財政改革推進課長 (以下、資料(6)をもとに説明)

野藤委員長 報告が終わった。委員から質疑があるか。

(「なし」という声あり)

野藤委員長 事前に予定されていた執行部の報告事項は以上だが、その他執行部から何かあるか。

(「ありません」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

野藤委員長 それでは、ここで執行部からの報告事項6件について、全員協議会へ(①そのまま提出し説明とすべきもの、②資料配布のみとすべきもの、③提出の必要はないとするもの)の決定をするため、まず執行部の意向を確認したい。総務課長。

総務課長 (1) 提出し説明あり

(2) 〃

(3) 資料配布のみ

(4) //

(5) //

(6) //

野藤委員長

執行部の意向にご異議ないか。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

それでは、ここで執行部の皆さんは退席されて構わない。

《 執行部退席 》

野藤委員長

それでは、これより執行部提出の議案8件について採決を行う。

○「議案第 64 号 浜田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 65 号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 69 号 浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。佐々木委員。

佐々木委員

質疑の中で気になったのが、2階の多目的ホールの需要が、今はあまりないかもしれないが、浜田市は今後公共施設が手狭になる懸念がある。このホールは今後使いたい人も出てくる可能性が

ある。一応条例上は館長の許可があればとのことだったが、なるべく融通がきくような配慮が欲しい。委員長報告でそのあたりを付けてもらえれば賛成する。

野藤委員長

それでは挙手採決に切り替える。原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求める。

(賛成者挙手)

野藤委員長

賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 70 号 浜田市石中央文化ホール条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。道下委員。

道下委員

私はもっと利用者の意見を拾い上げて、利用が増えるような方法を講じた後に条例改正すべきと思うので反対。

野藤委員長

それでは挙手採決に切り替える。原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求める。

(賛成者挙手)

野藤委員長

賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 76 号 財産の取得について（浜田警察署殿町職員宿舎）」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 81 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 82 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 83 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、陳情審査に入る。

「陳情第 73 号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について」

委員から意見を聞きたい。道下委員。

道下委員

被害者本人あるいは家族が、どのように考えているか、どのような対応を望んでいるのか、浜田市としてどのような対応をされているのか、今からどう対応するのかという問題があるので、この陳情は継続としたい。

野藤委員長

その他には。

(「なし」という声あり)

○「陳情第 73 号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について」継続との意見があったので継続について諮る。

本陳情について、継続とすることに賛成の委員の挙手を求める。

[賛成者 挙手]

挙手多数で継続と決した。

次に、「陳情第74号 指定管理者への申請条件の公平化を求める陳情について」委員から意見を聞きたい。道下委員。

道下委員

執行部の説明を聞いて自分の疑問が解消したため、この陳情は不採択としたい。

野藤委員長

その他。佐々木委員。

佐々木委員

執行部担当者に色々聞いたが、選考委員会は一応公平なやりとりをしているので、委員会に判断をゆだねたいため不採択としたい。

野藤委員長

その他。西川委員。

西川委員

ホームページにアップしなかった等の不備はあるが、認めないほどのことではないので、今回は不採択としたい。

野藤委員長

その他。西田委員。

西田委員

これから改善策を講じてしっかり改善するという答弁があったので、不採択としたい。

野藤委員長

小川副委員長。

小川副委員長

私も結論は不採択としたい。新規では準備出来ない書類もある。広く募集するには必要なもので、便宜を図るという事象があれば問題だが、審査会できちんと審査されるということであり、ホームページにアップしなかった等の不備は公平な取扱の範疇だったと理解した。また、こういった陳情を上げること自体どうかと思う。そうしたことを含め不採択としたい。

野藤委員長

他に。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

○「陳情第74号 指定管理者への申請条件の公平化を求める陳情について」を採決する

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。

本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

[挙手 なし]

挙手なしで不採択と決した。

続いて、「陳情第75号 一般社団法人奥島根弥栄への補助金支給の透明性の確保と提案の実効性について執行部へ注意喚起を求める陳情について」委員から意見を聞きたい。西川委員。

西川委員

陳情趣旨が「補助金の透明性確保・・・」先ほどの委員会の中でも述べたが、注意喚起は必要なので採択したい。

野藤委員長

その他。永見委員。

永見委員

補助金の透明性や注意喚起ということなので、採択としたい。

野藤委員長

佐々木委員。

佐々木委員

執行部の質疑でも確認したが、答弁も理にかなった納得のいくものでもなかった。昨年度監査が入って、補助金の出し入れについては注意喚起がなされる内容になっている。その部分を特に、立場上も採択としたい。自治法199条に、監査が出来る仕組みの1つに、監査委員が必要と認めた場合に出来るとある。これはぜひ監査の立場で監査すべきと判断している。

野藤委員長

その他。小川副委員長。

小川副委員長

補助金支給透明性確保は当然のことだと判断しているが、それが出来ているかを判断するのは監査の役目。事業内容が正当化税金が正しく使われたかを審査するのは議会の責任でもあると思っている。成果や費用対効果は決算認定の際にきちんとチェックしている。こういった点について現行の中では、問題点があるとはいえ不正があったり不公平が生じているとか無駄な使われ方をされているなどないのであれば、事業者の自主性、事業の幅を広げるためにも必要ではないか。この請願は不採択としたい。

野藤委員長

その他。西田委員。

西田委員

陳情趣旨の部分で、注意喚起という意味では当たり前のこととして採択したい。

野藤委員長

その他。

(「なし」という声あり)

野藤委員長

○「陳情第75号 一般社団法人奥島根弥栄への補助金支給の透明性の確保と提案の実効性について執行部へ注意喚起を求める陳情について」を採決する。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。

本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

[賛成者 挙手]

挙手多数で採択と決した。

議題 11 その他

野藤委員長

その他あれば。

(「なし」という声あり)

それでは、委員長報告については正副委員長にご一任願う。12月19日表決までに作成し、タブレット端末の総務文教委員会のフォルダに入れておくのでご確認いただきたい。当日議場に配布する。

以上で総務文教委員会を終了とする。

(閉 議 14時47分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 野藤 薫 ⑩